平成２１年（フ）第４１８６号
大阪市東成区深江南２丁目20番11―606号
債務者　片岡　準次
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３４３号
大阪府守口市八雲北町３丁目22番６号
債務者　関東　倫恵
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３７３号
大阪府吹田市青山台１丁目３番Ｃ59―108号
債務者　江守　　猛
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３７６号
大阪市東住吉区湯里１丁目10番11号
債務者　髙瀬　　昇
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３８４号
大阪市平野区平野南３丁目４番20号
債務者　高山フミエ
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４７９号
大阪市東成区東小橋２丁目10番３号　メゾンパーク101号
債務者　山田　徳治
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５４０号
大阪府大東市川中新町７番204号　重川方
債務者　勝本　　彰
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５７７号
大阪府茨木市若園町27―９―209、住民票上の住所大阪府茨木市鮎川５丁目１番12号
債務者　石川雄一朗
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５９４号
大阪市淀川区新北野１丁目６番２―205号
債務者　山根　陽子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６４３号
大阪市淀川区加島３丁目11番41号　ロイヤルコートⅠ402号
債務者　中　　恵里
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６４７号
大阪府東大阪市中新開１丁目14番11号
債務者　中山　正栄
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７０９号
大阪市港区田中１丁目４番28号　大倉ビル202号
債務者　森　　直樹
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７１６号
大阪府東大阪市寿町３丁目16番24号　グリーンハイム寿101号
債務者　浪瀬さやか
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８３４号
大阪府茨木市高田町10番３―316号
債務者　福永めぐみ（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８６２号
大阪市北区長柄東２丁目３番27―811号
債務者　堀　　征人
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９０１号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番３―1005号
債務者　鈴木　巨介
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９０２号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番３―1005号
債務者　鈴木よし江
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９７２号
大阪市北区長柄東３丁目２番37―208号
債務者　長江恵美子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部